

希望制指名競争入札の適用範囲の拡大について (物品購入・委託業務・賃貸借・印刷)

工事案件については、従前より希望制指名競争入札を実施しておりますが、物品買い入れ等案件につきましても、以下の方針で順次希望制指名競争入札を拡大していく予定であります。

併せて、電子入札システムで希望申請を行うにあたっての注意事項等を記載しておりますので、内容をよくご確認の上、ご準備いただきますようお願いいたします。

1. 移行スケジュール

(1) 7月下旬～8月上旬

希望制指名競争入札の実施にあたり、希望票の提出などのシステム操作をご確認いただくため、電子入札テストを実施いたします。(全営業種目対象)

(2) 9月

試行期間とし、物品購入や賃貸借など実施可能な案件より順次希望制指名競争入札を実施いたします。

(3) 10月

特殊な製品や業務等で事業者が限定される場合を除き、原則として希望制指名競争入札を実施する予定です。

2. 希望申請に関する留意点

(1) 発注案件情報の確認について

東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札情報サービスにおいて、発注案件情報を公開いたします。(原則として、「火曜日の9:00から」に情報を公開する予定です。)

また、世田谷区のホームページ「契約・入札情報」においても、当分の間、希望申請を受け付けている案件名等の情報を公表いたします。

(2) 希望申請要件について

案件ごとに希望申請を行える事業者の要件を設定いたします。

発注案件情報や電子入札システムで、希望申請要件を確認のうえ、希望票の提出をお願いいたします。

(3) 指名時の電話連絡について

これまで指名競争入札においては、区が直接指名を行っていたため、指名の際に電話での連絡をしておりました。

しかし、希望制指名競争入札においては、発注案件情報において指名予定日を公表いたしますので、希望申請をされて指名の対象となった事業者の方につきましては、電話による指名の連絡を行わないことといたします。

ただし、希望事業者が少ないなどの理由により、区が直接指名を行った事業者の方に

つきましては、従来の指名競争入札と同様に、電話による連絡を行う予定です。

3. 指名等の基準について

原則として、これまでの発注の考え方を基本とし、受注意欲のある事業者の入札参加を促すことで、入札の競争性をより一層高め、公正な入札制度の実現を目指してまいります。

4. その他

- (1) 希望申請を受け付けること以外には、これまでの指名競争入札の手続きと特に大きな変更はありません。
- (2) 電子調達サービスの利用にあたっては、東京電子自治体共同運営サービスの利用規約を遵守してください。

【問い合わせ先】

《電子入札の内容等に関すること》

世田谷区財務部経理課契約係 TEL : 03-5432-2145 ~ 2152 FAX : 03-5432-3046

《操作手順やパソコンの設定等に関すること》

e - T o k y o コールセンター TEL 0570-05-1090

受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15